

公 告

建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は，平成23年6月6日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し，同日前に入札手続を開始した建設工事については，なお従前の例によるものとします。

平成23年6月6日

高松市長 大 西 秀 人

12(6)を次のように改める。

(6) 「営業所の所在地要件」の細項目における用語の意義は，次のとおりとする。

ア 「市内企業」とは，建設業法第3条第1項に規定する営業所としての本店または本社を市内に有する者でなければならないことをいう。

イ 「市内企業または準市内企業」とは，建設業法第3条第1項に規定する営業所としての本店もしくは本社，支店または営業所を市内に有する者でなければならないことをいう。

ウ 「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とは，建設業法第3条第1項に規定する営業所としての市内の本店もしくは本社，支店または営業所に，次のいずれにも該当する発注工種技術者（当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る技術者（同法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項に規定する監理技術者に限る。）をいう。14(1)ウにおいて同じ。）を有する者でなければならないことをいう。

(ア) 次のいずれにも該当する者の人数が当該建設工事公告で指定する人数（以下この(ア)，14(1)オおよび別表第2において「指定技術者数」という。）以上であること（(イ)に規定する直近2年度における特別徴収通知書登載者の数が指定技術者数以上である場合は，bの要件を満たすものとみなす。）。

a 入札書提出期限日において引き続き2年以上雇用していること。

b 入札書提出期限日において引き続き3か月以上香川県内に住所を有すること。

(イ) (ア)に該当する者のうちに，入札書提出期限日が属する年度（その日が4月1日から5月31日までの場合は，その日の属する年度の前年度。以下この(イ)および14(1)オにおいて「対象年度」という。）の前年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が送付した決定通知書における課税人員または非課税人員とされ，引き続き対象年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が入札書提出期限日前に送付した直近の決定通知書における課税人員または非

課税人員とされた者（14(1)オおよび別表第2において「直近2年度における特別徴収通知書登載者」という。）が含まれており、その人数が当該建設工事公告で指定する数以上であること。

(ウ) (ア)に該当する者のうちに、当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る監理技術者が含まれており、その人数が当該建設工事公告で指定する数以上であること。

エ 「なし」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所の所在地の要件を設定しないことをいう。

12(7)中「((15)キに規定する要件を満たすこと)を求めていること」を「を求めていること((15)キに規定する要件の再掲)」に改め、12(15)ク中「14イ(ア)」を「(14)イ(ア)」に改める。

14(1)ウを次のように改める。

ウ 「確認資料」とは、次に掲げる書類をいう。

(ア) 12(8)から(10)までによる施工実績ならびに12(11)および(12)による配置予定の技術者の資格についての書類であって、当該建設工事公告において、施工実績確認資料と配置予定技術者確認資料とに区分して表示するもの

(イ) 12(6)ウによる発注工種技術者についての書類であって、当該建設工事公告において発注工種雇用技術者確認資料として表示するもの

14(1)エ中「追加資料」とは」の次に「、ウ(ア)に掲げる確認資料に係るものにあつては」を加え、14(1)エ(ア)中「確認資料に」を「ウ(ア)に掲げる確認資料に」に改め、14(1)エ(ア) a 中「ウ」を「ウ(ア)」に改め、14(1)エ(ア) c 中「入札参加資格確認申請書の提出期限日以前に3か月以上の雇用関係がある」を「入札書提出期限日において引き続き3か月以上雇用している」に改め、14(1)エ(イ)および(ウ)中「確認資料」を「ウ(ア)に掲げる確認資料」に改め、14(1)に次のように加える。

オ 「追加資料」とは、ウ(イ)に掲げる確認資料に係るものにあつては、12(6)ウ(ア)から(ウ)までの要件を満たすことを確認することができる書類または当該確認のために必要な同意書であつて、当該建設工事公告において、次の区分により表示するものをいう（直近2年度における特別徴収通知書登載者の数が指定技術者数以上である場合は、(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。また、特定JV(2者)または特定JV(3者)については、代表者に加えて、他の構成員について提出を求める場合がある。）。

(ア) 発注工種雇用技術者審査用書類（資格関係）（監理技術者については監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証、主任技術者については法令による免許を証する書類（合格証等）または実務経験証明書をいう。）

(イ) 発注工種雇用技術者審査用書類（雇用関係）（入札書提出期限日において引

き続き2年以上雇用していることを証する書類（雇用保険の資格取得等確認通知書の写し，健康保険被保険者証の写し等）をいう。）

(ウ) 発注工種雇用技術者審査用書類（住所要件関係）（入札書提出期限日において引き続き3か月以上香川県内に住所を有することを証する書類（住民票の写し（入札書提出期限日以後に発行されたものに限る。コピー可））

(エ) 市・県民税特別徴収対象職員照会同意書（同意者は，当該特別徴収に係る特別徴収義務者とすること。なお，合併，分割等により，特別徴収義務者1者による同意では，対象年度およびその前年度を通じての同意として成立しない場合は，当該同意に係る他の特別徴収義務者から同意書を受領し，併せて提出すること。）

14(2)中「持参」を「，持参」に改め，14(13)中「およびエ」を「からオまで」に，「ならびに(9)」を「および(9)」に改める。

15(2)イ(エ)中「12(6)」を「12(6)アまたはイ」に改める。

16(1)中「およびウの入札参加資格確認申請書および」を「の入札参加資格確認申請書および14(5)ウの」に改める。

17(2)および(3)中「追加資料」の次に「(12(6)ウによる要件を付した場合にあっては，14(1)エおよびオの追加資料)」を加え，17(4)中「の追加資料」の次に「(12(6)ウによる要件を付した場合にあっては，14(1)ウの確認資料ならびに14(1)エおよびオの追加資料)」を加える。

19(2)中「(その)」を「(その日)」に改める。

21中「14(1)ウ」を「14(1)ウ(ア)」に改める。

23(6)中「契約約款」を「(11)の使用約款」に改め，23(11)を23(12)とし，23(10)の次に次のように加える。

(11) 使用約款は，区分に応じて次のとおりとする。

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 高松市工事請負契約約款および高松市工事請負契約約款の特則（一般用）

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約で，指定年度において部分払をするもの 高松市工事請負契約約款および高松市工事請負契約約款の特則（債務負担（部分払有り）用）

別表第2①の款中 「・配置予定技術者確認資料」 を 「・配置予定技術者確認資料」 に， 「・配置予定技術者審査用書類（雇用関係）」 を 「・配置予定技術者確認資料※1」 とする。

「・配置予定技術者審査用書類（雇用関係）」に、「※1」を「※3」に改め、同表総合評価の場合に①に加えて「備考2に掲げる書類※2」

出す書類の款総合評価A（土木工事）の項から総合評価Bの項までの規定中「※2」を「※4」に、「※3」を「※5」に改め、同表備考5中「※3」を「※5」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3中「※2」を「※4」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2中「※1」を「※3」に改め、同表備考2を同表備考3とし、同表に備考2として次のように加える。

2 ※2「営業所の所在地要件」の細目において「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とされた案件については、※1の書類の添付と14(1)オ(ア)から(エ)までに掲げる書類を提出する必要がある。ただし、直近2年度における特別徴収通知書登載者の数が指定技術者数以上である場合は、14(1)オ(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。